

歯科健診実施細則

この細則は、健康診査等補助金支給規程の「歯科健診」の実施方法等について定める。

1 実施時期

一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県歯科医師会、公益社団法人 三重県歯科医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会、一般社団法人 新潟県歯科医師会、一般社団法人 長野県歯科医師会、については、原則 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度内

一般社団法人 富山県歯科医師会については、原則 6 月 1 日から 11 月 30 日まで

一般社団法人 石川県歯科医師会については、原則 9 月 1 日から 11 月 30 日まで

2 実施機関

一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県歯科医師会、公益社団法人 三重県歯科医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会、一般社団法人 新潟県歯科医師会、一般社団法人 長野県歯科医師会、一般社団法人 富山県歯科医師会、一般社団法人 石川県歯科医師会に加入する歯科医院

3 健診内容

(1) 一般社団法人 愛知県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県歯科医師会、公益社団法人 三重県歯科医師会、一般社団法人 静岡県歯科医師会、一般社団法人 新潟県歯科医師会、一般社団法人 長野県歯科医師会については、

① 口腔診査・総合評価：歯と歯肉の状態、口腔清掃状態、歯石の付着、その他の所見(歯列咬合、粘膜、顎関節等)、口腔内状態の評価

② 指導：歯科保健指導(口腔内全般の指導・ブラッシング指導)

(2) 一般社団法人 富山県歯科医師会、一般社団法人 石川県歯科医師会については、

① 口腔診査：う蝕、歯周病(視診のみ)、歯口清掃状態

② 口腔衛生指導：う蝕、歯周病の予防、食事指導、生活指導、歯と歯の健康相談

4 追加健診

3 に掲げる健診内容以外の項目及び健診当日に治療する場合は、保険診療となる。

※歯科健診当日に保険診療をする場合は、その自己負担額(3割)を支払う。なお、その際の初診料・再診料はかからない。

5 実施方法

(1) 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県内の歯科医院を利用する場合

① 歯科健診希望者は、歯科健診日の 20 日前までに健保組合のホームページから申

請、若しくは歯科健診申込書(歯科様式Ⅰ)を記入のうえ、各自郵送又は事業所を
経由し健保組合に提出する。

- ② 歯科健診希望者は、歯科健診を希望する歯科医院が歯科医師会会員であることを
確認した後、「しんくみ東海北陸健康保険組合歯科健診」が可能かどうかを確認
し予約する。
- ③ 健保組合は、歯科健診申込書を確認した後、歯科健診希望者宛に「案内」、「受診
券」、「歯科健診調査票」を事業所経由若しくは自宅に送付する。
- ④ 歯科健診希望者は、当日、組合から交付された「受診券」、「歯科健康調査票」、「資
格確認書若しくはマイナ保険証」を持参し、受付窓口提出する。
受診後は、歯科健診の結果として「歯科健診調査票」の4枚目を受け取る。

(2) 富山県内の歯科医院を利用する場合

- ① 歯科健診希望者は、歯科健診日の20日前までに健保組合のホームページから申
請、若しくは歯科健診申込書(歯科様式Ⅰ)を記入のうえ、各自郵送又は事業所を
経由し健保組合に提出する。
- ② 歯科健診希望者は、歯科健診を希望する歯科医院が歯科医師会会員であることを
確認した後、「しんくみ東海北陸健康保険組合歯科健診」が可能かどうかを確認
し予約する。
- ③ 健保組合は、歯科健診申込書を確認した後、歯科健診希望者宛に「案内」、「歯科
健診調査票兼受診券」を事業所経由若しくは自宅に送付する。
- ④ 歯科健診希望者は、当日、組合から交付された「歯科健康調査票兼受診券」、「資
格確認書若しくはマイナ保険証」を持参し、受付窓口提出する。
受診後は、歯科健診の結果として「歯科健診調査票」の3枚目を受け取る。

(3) 石川県内の歯科医院を利用する場合

- ① 歯科健診希望者は、歯科健診日の20日前までに健保組合のホームページから申
請、若しくは歯科健診申込書(歯科様式Ⅰ)を記入のうえ、各自郵送又は事業所を
経由し健保組合に提出する。
- ② 歯科健診希望者は、歯科健診を希望する歯科医院が歯科医師会会員であることを
確認した後、「しんくみ東海北陸健康保険組合歯科健診」が可能かどうかを確認
し予約する。
 - (ア) 健保組合は、歯科健診申込書を確認した後、歯科健診希望者宛に「案内」、
「歯科健診実施のお願いについて」、「歯科健診調査票」を事業所経由若し
くは自宅に送付する。
 - (イ) 歯科健診希望者は、当日、組合から交付された案内、「歯科健診実施の
お願いについて」、「歯科健診調査票」、「資格確認書若しくはマイナ保険証」

を持参し、受付窓口に提出する。

受診後は、歯科健診の結果として「歯科健診調査票」の3枚目を受け取る。

6 支給制限

- (1) 「健診内容」以外は、補助の対象としない。
- (2) 健診結果において、「要精密検査」の診断がある場合は、必ず医療機関を受診して医師の指示に従う。精密検査を受診しない場合は、健診費用の全額の返還を求める場合がある。また、次年度から当補助の対象とならない場合がある。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和8年4月1日から施行する。